

お客さま各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

他行を支払地とする手形・小切手の入金扱い受付終了に伴う各規定の改定について

2021年6月、政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は、「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しています。

当社では、2025年6月に公表いたしましたとおり、2026年3月31日をもって、「他行を支払地とする手形・小切手の入金扱いの受付」を終了いたしました。それに伴い下記のとおり、「普通預金規定」、「当座勘定規定」および「納税準備預金規定」を改定いたします。

▶一般社団法人全国銀行協会特設サイトへ[■](#)

▶（参考）2024年7月19日「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みに関するお知らせ」[■](#)

▶（参考）2025年6月30日「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて」[■](#)

記

<預金規定の改定>

他行を支払地とする手形・小切手の入金扱い受付終了に伴い、以下のとおり規定を改定いたします。

	対象規定	改定内容	改定時期	新旧対照表
(1)	普通預金規定	他行を支払地とする 手形・小切手の 入金扱い受付終了	2026年 8月3日	■
(2)	当座勘定規定（一般当座用）			■
(3)	当座勘定規定（個人当座用）			■
(4)	納税準備預金規定			■

以上